

保有個人情報開示請求書

仙台市議会議長 様

(請求者) 〒

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

(電話)

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

| | | |
|--|---|---|
| 開示を請求する 保有個人情報 ※対象となる保有個人情報を特定するため、内容をできるだけ具体的に記入してください。 | | |
| 求める開示の実施方法等 | (1) 事務所に おける開示 | <実施の方法> (希望するものにレ点) <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 |
| | | <実施日> (記載不要※下記の日程であればいつでも実施可) 開示等決定日以降の任意の日 (開庁日のみ) |
| | (2) 写しの送付 | |
| 請求者の区分 | (1) 本人 (2) 法定代理人 (該当するものにレ点→) <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (3) 任意代理人 | |
| 本人の状況等 ※代理人が請求する場合にのみ記載してください。 | 本人の氏名 | |
| | 本人の住所 又は居所 | 〒 (電話) |

〔処理欄〕※次の欄は記入しないで下さい。

| | |
|--------------|--|
| 請求者の 確認 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () |
| 代理人の 資格確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 郵送による請求 | 住民票の写し等の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 備考 | |

保有個人情報開示決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

| | | |
|---------------------|--------------------------|---|
| 開示する 保有個人情報 | | |
| 開示する保有個人情報 の利用目的 | | |
| 開示の実施の 方法等 | <input type="checkbox"/> | 事務所での開示 (方法) 閲覧又は写しの交付 (日時) 年 月 日 午前・午後 時 分 (場所) |
| | <input type="checkbox"/> | 写しの送付 (費用) 別添納入通知書のとおり (日数) 料金の納付確認後に発送 |
| 所 管 課 | (電話 内線) | |
| 備 考 | | |

- (注) (1) 窓口で開示を受ける際は、通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類を提出し、又は提示してください。
- (2) 法定代理人又は任意代理人が開示を受ける際には、注(1)の書類のほかその資格を証明する書類を提出し、又は提示して下さい。

保有個人情報一部開示決定通知書

様

仙台市議会議長 印

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり、一部を開示することに決定したので通知します。

| | | |
|-----------------------|---------------------------------|---|
| 開示する 保有個人情報 | | |
| 開示する保有個人情報 の利用目的 | | |
| 保有個人情報の 一部を開示しない理由 | [仙台市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第 号に該当] | |
| 開示の実施の 方法等 | <input type="checkbox"/> | 事務所での開示 (方法) 閲覧又は写しの交付 (日時) 年 月 日 午前・午後 時 分 (場所) |
| | <input type="checkbox"/> | 写しの送付 (費用) 別添納入通知書のとおり (日数) 料金の納付確認後に発送 |
| 所 管 課 | (電話 内線) | |
| 備 考 | | |

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (注) (1) 窓口で開示を受ける際は、通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類を提出し、又は提示してください。
- (2) 法定代理人又は任意代理人が開示を受ける際には、注(1)の書類のほかその資格を証明する書類を提出し、又は提示して下さい。

保有個人情報不開示決定通知書

様

仙台市議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

| | |
|--|---------------------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 開示しない理由 | 〔仙台市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第 号に該当〕 |
| 所管課 | （電話 内線 ） |
| 備考 | |
| <p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> | |

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|-----------------------|-----------|
| 開示請求に係る 保有個人情報の名称等 | |
| 延長後の決定期間 | 年 月 日 まで |
| 延長の理由 | |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間 | 年 月 日 まで |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | 年 月 日 まで |
| 特例延長の理由 | |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

第三者情報の開示決定等に関する照会書

様

仙台市議会議長



に関する情報が含まれている保有個人情報について、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、「第三者情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

| | |
|--|--|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 開示請求の年月日 | 年 月 日 |
| ※仙台市議会の個人情報保護に関する条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由) |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容 | |
| 意見書の提出先 | (課名) (連絡先) |
| 意見書の提出期限 | 年 月 日 |
| 本件に係る連絡先 | 仙台市議会事務局 課 電 話: (内線:) |

第三者情報の開示決定等に関する意見書

仙台市議会議長 様

（意見者） 氏

住所又は居所

（ふりがな）

氏名又は名称

〔法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で照会があったこのことについて、次のとおり回答します。

| | |
|-----------------------|--|
| 開示請求に係る保有個人情報 の名称等 | |
| 開示に関する意見 | <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由 (3) その他留意事項 |
| 連絡先 | |

第三者情報の開示に関する決定通知書

様

仙台市議会議長 印

から 年 月 日付けで「第三者情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第27条第3項の規定により通知します。

| | |
|-----------------------|---|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 保有個人情報の開示に係る決定内容 | <input type="checkbox"/> 開示する（ 年 月 日付 第 号） <input type="checkbox"/> 一部を除き開示する（ 年 月 日付 第 号） |
| 開示することとした理由 | |
| 上記開示決定により開示される に関する情報 | |
| 開示を実施する日 | 年 月 日 |
| 所管課 | （電話 内線 ） |
| 備考 | |

（注）

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報訂正請求書

仙台市議会議長 様

(請求者) 〒

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

(電話)

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

| | | |
|-----------------------------------|---|----------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日 | |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 | |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | (趣旨) (理由) | |
| 請求者の区分 | (1) 本人 (2) 法定代理人 (該当するものにレ点→) <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (3) 任意代理人 | |
| 本人の状況等 ※代理人が請求する場合にのみ記載してください。 | 本人の氏名 | |
| | 本人の住所 又は居所 | 〒 (電話) |

〔処理欄〕 ※次の欄は記入しないで下さい。

| | |
|----------|--|
| 請求者の確認 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () |
| 代理人の資格確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 郵送による請求 | 住民票の写し等の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 備考 | |

保有個人情報訂正決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

| | |
|--|----------------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 訂正決定をする内容 | |
| (一部を訂正しない場合のみ) 訂正しない内容及び理由 | (訂正しない内容) (訂正しない理由) |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |
| <p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> | |

保有個人情報不訂正決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年仙台市条例第 29 号）第 34 条第 2 項の規定により、訂正をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

| | |
|--|-----------|
| 訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等 | |
| 訂正をしないこと とした理由 | |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |
| <p>1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> | |

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|-------------------|-----------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 延長後の決定期間 | 年 月 日 まで |
| 延長の理由 | |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報
情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第36条第1項の規定により、下記
のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|-----------------------|-----------|
| 訂正請求に係る保有個人 情報の名称等 | |
| 訂正決定等をする期限 | 年 月 日 まで |
| 特例延長の理由 | |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

保有個人情報訂正実施通知書

様

仙台市議会議長



貴職に提供している下記の保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

| | |
|---------------------------|----------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報 | (氏名, 住所, 生年月日等) |
| 訂正請求の趣旨 | |
| 訂正決定をする内容及び理由 | (訂正内容) (訂正理由) |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

保有個人情報利用停止請求書

仙台市議会議長 様

(請求者) 〒

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

(電話)

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | (趣旨) <input type="checkbox"/> 条例第38条第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止, <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 条例第38条第2号該当 → 提供の停止 (理由) |
| 請求者の区分 | (1) 本人 (2) 法定代理人 [<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) (該当するものにレ点→) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (3) 任意代理人 |
| 本人の状況等 ※代理人が請求する場合にのみ記載してください。 | 本人の氏名 |
| | 本人の住所 又は居所 |
| | 〒 (電話) |

〔処理欄〕※次の欄は記入しないで下さい。

| | |
|----------|--|
| 請求者の確認 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () |
| 代理人の資格確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 郵送による請求 | 住民票の写し等の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 備考 | |

保有個人情報利用停止決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

| | |
|---------------------------------|---|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 利用停止決定をする内容及び理由 | (利用停止の内容) (利用停止の理由) |
| (一部を利用停止しない場合のみ) 利用停止をしない内容及び理由 | (利用停止をしない内容) (利用停止をしない理由) |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報不利用停止決定通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

| | |
|---------------------|-----------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 利用停止をしない理由 | |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に仙台市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|---------------------|-----------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 延長後の決定期間 | 年 月 日 まで |
| 延長の理由 | |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

| | |
|-------------------------|-----------|
| 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等 | |
| 利用停止決定等をする 期限 | 年 月 日 まで |
| 特例延長の理由 | |
| 所 管 課 | (電話 内線) |
| 備 考 | |

別記様式第21号（第27条関係）

文 書 番 号
年 月 日

仙台市個人情報保護審議会会長 様

仙台市議会議長



諮 問 書

年 月 日付け（文書番号）により行った仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第 条の規定に基づく（開示・訂正・利用停止）決定等について，行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったので，同条例第45条第1項の規定に基づき諮問します。

記

- 1 審査請求人から（開示・訂正・利用停止）請求のあった保有個人情報
- 2 関係資料
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 保有個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書の写し
 - (3) 保有個人情報（一部開示・不開示・訂正・不訂正・利用停止・不利用停止）決定通知書の写し

担当課：

電 話：

審議会諮問通知書

様

仙台市議会議長



年 月 日付け（開示・訂正・利用停止）決定等に対する審査請求について、次のとおり仙台市個人情報保護審議会に諮問したので、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第45条第2項の規定により通知します。

| | |
|----------------------------|----------|
| （開示・訂正・利用停止）請求に係る保有個人情報の内容 | |
| 審査請求の内容 | |
| 諮問をした年月日 | 年 月 日 |
| 所 管 課 | （電話 内線 ） |

別記様式第23号（第29条関係）

文 書 番 号
年 月 日

仙台市個人情報保護審議会会長 様

仙台市議会議長



個人情報の適正取扱いに係る諮問書

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年仙台市条例第29号）第50条の規定に基づき、下記の個人情報について、諮問します。

記

- 1 専門的な知見に基づく意見を求める個人情報の内容
- 2 関係資料

担当課：

電 話：